

# 特別養護老人ホーム津田の里料金表（ユニット型個室）

令和6年6月1日現在

単位	要介護度別基本単位数	日常生活継続支援加算 46 / 日	看護体制加算 (I) 4 / 日	看護体制加算 (II) 8 / 日	個別機能訓練加算 (I) 12 / 日	夜勤職員配置加算 (IV) 21 / 日	精神科医師による療養指導加算 5 / 日	個別機能訓練加算 (II) 20 / 月	科学的介護推進体制加算 (II) 20 / 月	生産性向上推進体制加算 II 10 / 月	介護職員等処遇改善加算 14%	30日当たりの利用料合計	介護保険負担限度額段階	食費 (1日)	居住費 (1日)	食費・居住費 (30日)	30日当たりの負担額合計目安
介護度 1 768 / 日	23,040	1,380	120	240	360	630	150	20	20	10	3,636	29,606円	第1段階	300円	820円	33,600円	63,206円
													第2段階	390円	820円	36,300円	65,906円
													第3段階①	650円	1,310円	58,800円	88,406円
													第3段階②	1,360円	1,310円	80,100円	109,706円
													第4段階	1,500円	2,030円	105,900円	135,506円
介護度 2 836 / 日	25,080	1,380	120	240	360	630	150	20	20	10	3,921	31,931円	第1段階	300円	820円	33,600円	65,531円
													第2段階	390円	820円	36,300円	68,231円
													第3段階①	650円	1,310円	58,800円	90,731円
													第3段階②	1,360円	1,310円	80,100円	112,031円
													第4段階	1,500円	2,030円	105,900円	137,831円
介護度 3 910 / 日	27,300	1,380	120	240	360	630	150	20	20	10	4,232	34,462円	第1段階	300円	820円	33,600円	68,062円
													第2段階	390円	820円	36,300円	70,762円
													第3段階①	650円	1,310円	58,800円	93,262円
													第3段階②	1,360円	1,310円	80,100円	114,562円
													第4段階	1,500円	2,030円	105,900円	140,362円
介護度 4 977 / 日	29,310	1,380	120	240	360	630	150	20	20	10	4,514	36,754円	第1段階	300円	820円	33,600円	70,354円
													第2段階	390円	820円	36,300円	73,054円
													第3段階①	650円	1,310円	58,800円	95,554円
													第3段階②	1,360円	1,310円	80,100円	116,854円
													第4段階	1,500円	2,030円	105,900円	142,654円
介護度 5 1043 / 日	31,290	1,380	120	240	360	630	150	20	20	10	4,791	39,011円	第1段階	300円	820円	33,600円	72,611円
													第2段階	390円	820円	36,300円	75,311円
													第3段階①	650円	1,310円	58,800円	97,811円
													第3段階②	1,360円	1,310円	80,100円	119,111円
													第4段階	1,500円	2,030円	105,900円	144,911円

利用者負担	1カ月当たり負担額上限	世帯所得の区分
第1段階	15,000円(世帯)	生活保護を受給している方等
第2段階	15,000円(個人)	世帯全員が市区町村民税非課税の方で、前年の公的年金等収入金額とその他の合計所得金額が80万円以下の方等
	24,600円(世帯)	
第3段階	24,600円(世帯)	世帯全員が市区町村民税非課税の方
第4段階	44,400円(世帯)	市民税課税世帯の方で以下、現役並み①、②に該当しない方
第4段階現役並①	93,000円(世帯)	課税所得380万円以上690万円未満の65歳以上の方がいる世帯の方等
第4段階現役並②	140,100円(世帯)	課税世帯の方で、課税所得が690万円以上の65歳以上の方がいる世帯

※2割負担の方は、30日当たりの利用料合計が2倍となります。  
 ※その他の加算については、該当の利用者について別途利用料金に加算されます。  
 (別紙算定加算一覧)

※負担上限額とは1カ月当たりの介護サービス利用者負担額が上記上限を超えたとき、その超えた費用が高額介護サービス費として払い戻されます。(申請が必要です)